

農委第 285 号
平成30年11月15日

岐阜県行政書士会 会長 様

桑名市農業委員会
会長 南部 時英



農地転用許可に関する農地法の事務・権限の桑名市への移譲について (お知らせ)

平素は当市農業行政に対し、格別のご支援・ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、市街化調整区域内農地の転用につきましては、原則、県知事の許可が必要でしたが、平成31年4月1日より、桑名市は農林水産大臣の指定を受け、許可権限が委譲されることになりましたのでお知らせいたします。

なお、別紙 (チラシ裏面) のとおり、農業委員会総会の日程を変更しますが、申請書等締切日は変わりませんので、よろしく願いいたします。

【お問合せ先】

桑名市農業委員会事務局

TEL 0594-24-1206

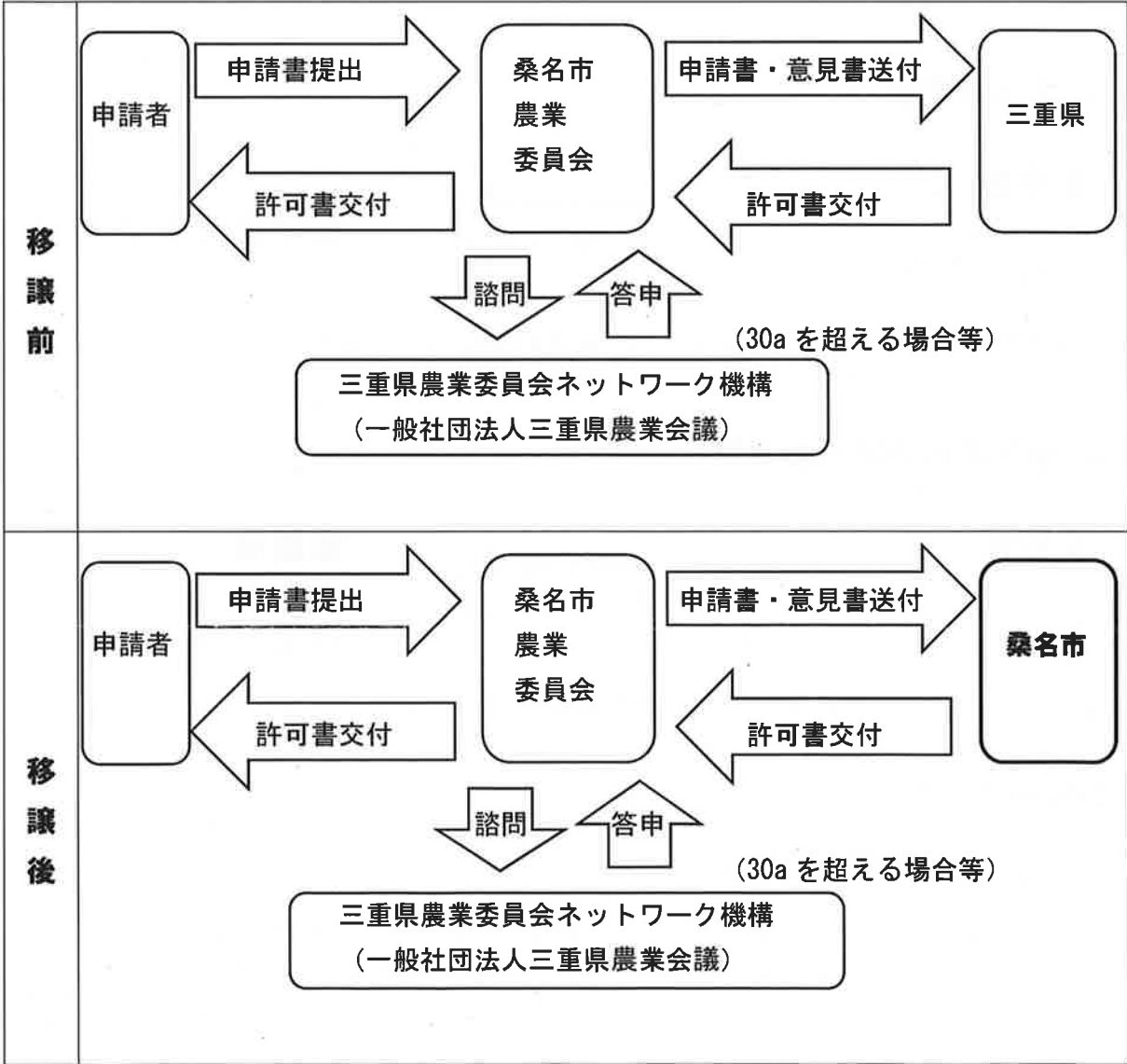
FAX 0594-24-1479

E-mail norinm@city.kuwana.lg.jp

農地転用許可に関する農地法の事務・権限が桑名市に移譲されます。

県の許可が必要な農地の転用について、農地法の手続と権限が桑名市に移譲されることとなりました。桑名市は農地法に基づき、移譲の対象となる「指定市町村」の指定を農林水産大臣から受けました。平成31年4月1日から運用を開始します。

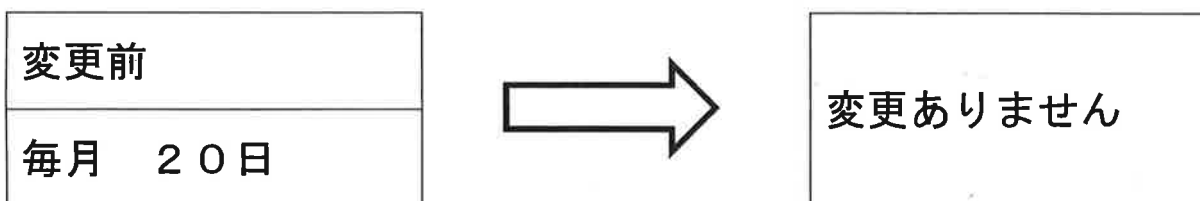
これまで、桑名市内の市街化調整区域の農地転用は、桑名市農業委員会が申請を受け付け、審査後、三重県が許可を行っていましたが、運用開始後は、県に代わり桑名市が許可を行います。



農業委員会総会の日程を変更します。
(申請書等提出の締切日は変わりません。)

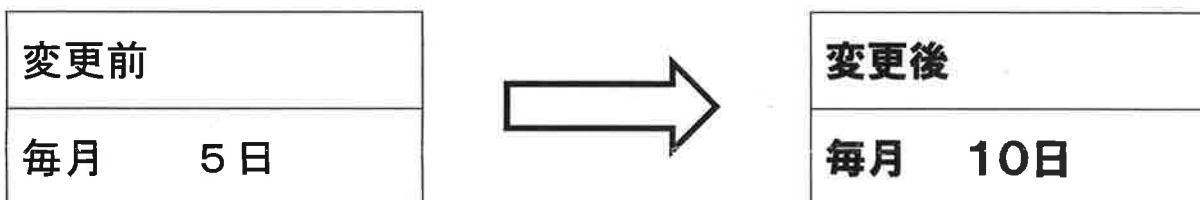
農地法の事務と権限が桑名市に移譲されることに伴い、平成31年4月から
桑名市農業委員会総会の開催日を変更します。
許可申請書など書類提出の締切日は今までと変更ありません。

1. 申請締切日



※申請締切日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とします

2. 農業委員会総会開催日



※10日が閉庁日等の場合は、その前後開庁日とします

お問い合わせ先

桑名市農業委員会

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地 桑名市役所農林水産課内
桑名市農業委員会事務局 TEL 0594-24-1206 FAX 0594-24-1479
E-mail nogyojm@city.kuwana.lg.jp